

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

# 安全スタンプ

## 特集Ⅰ

この1年で見えてきた  
**ストレスチェックの勘所**

中災防 浜谷 啓三

## 特集Ⅱ

**「自現場への置き換え」を実践**

鉄建建設

## 別冊付録

**事業所内で行う安全衛生教育の概要 (2)**

中山 貞男

WEB版はカラーでご覧になれます!!

WEB登録(無料)のお問い合わせは

 0120-972-825

メルマガも配信中です!

No.2279

2017

4 / 1

## ■ 災害のあらまし ■

建設工事会社の社員が、現場から資材を置場へ返却するため、一人で工事用資材を車両の上に固定しようとしていたとき、車両から転落して足を骨折した。このケガに関しては、労災事故として給付を受けた。被災者は入院後、頭を打っていないこともあり順調に回復し、見舞客とも談笑していたとのことだった。その後、足の骨折の手術をした方が早く治るとの医師の勧めで手術を行ったが、数日後に容態が急変し、血栓による肺血栓塞栓症で亡くなった。被災者には糖尿病の持病があった程度で健康上の問題はなく、急死したことについて家族をはじめ関係者も驚きを隠せなかった。

## ■ 判断 ■

労災事故により入院休業中、治療のため手術をした後、原因がはっきりせず亡くなった場合に、労災として認定されるのかが焦点となった。死亡の原因が本人の体質に起因するものであれば労災保険の対象外となる。また、医師の医療ミスであれば第三者行為災害になることが可能性として考えられたが、労働基準法 75 条によると、業務上の疾病は厚生労働省令で定めるとしており、施行規則別表に「業務上の負傷に起因する疾病」が挙げられていることから、業務上の災害として認定された。

## ■ 解説 ■

労災事故で受傷し治療の一環として手術した後、死亡するというケースは珍しいことだと思われる。労災事故がなければ、死亡しなかったであろうと推測されるので、労災認定されるだろうとも考えられるが、死亡原因がはっきりしない場合について、

# 社労士が教える

# 労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人 S R アップ 21 東京会  
林 社会保険労務士事務所

所長 林 弘嗣

第 240 回

果たして業務上の災害として認定され、労災保険の対象となるのだろうか。

労災保険の対象になるためには、業務遂行性があり、かつ業務起因性があることが必要である。業務上の疾病に関しては、業務と疾病との間にいわゆる相当因果関係があると認められる場合に、はじめて業務上疾病と取り扱われる。

今回のケースの死因を詳しく確認すると、手術後何らかの理由で血液によって運ばれる血栓が血管を塞ぎ（塞栓）、肺動脈を閉塞することにより心停止に至ったと考えられる。いわゆる肺血栓塞栓症と呼ばれる症状によるものである。この症状の危険因子として考えられるのは、肥満、外傷・骨折、血液凝固異常などであり、肺血栓塞栓症の半数程度が入院中や手術後に発症しているとのことである。原因の特定は非常に難しいようである。

被災者は、糖尿病が持病であったが、肥満ではなく血液凝固異常もなかった。被災者自身の体質というよりは、骨折や手術、入院の寝たきりといった状況の中で、何らかの理由により肺血栓塞栓症を発症したものと予想される。

仮に、基礎疾病があったとしても、「それが条件または原因となって発病したと認められる場合であっても、同時に業務上の災害と疾病との間に医学上、相当程度の因果関係が認められる限り、それが唯一の発病原因であることを必ずしも要しない（大阪地裁判昭47・6・16）」としており、今回のケースは相当程度の因果関係があったと考えられる。

次に、医師の医療行為に過失があったとして第三者行為に当たるのではとの疑問も出てくる。今回のケースでは、医師に国が求償はしておらず、第三者行為には当たら



ないとの判断なのだろう。一般的に、肺血栓塞栓症について医師の過失を問うのは非常に難しく、裁判ではおおむね勝てないようである。

ポイントは、労働基準法75条における「業務上の疾病」の考え方だ。同75条では、業務上の疾病は厚生労働省令で定められており、施行規則別表第1の2に明示されており、その1には「業務上の負傷に起因する疾病」が挙げられている。疾病は、負傷などと異なり業務起因性を明確にすることが難しいため、法令で明示された内容に該当するものについては、特段の反証がない限り、業務上の災害として取り扱うこととされている。従って、今回のように、体質によるとも手術が原因ともいえないような入院中に亡くなった場合でも労災保険の対象となったものと思われる。

このため、労災事故で給付を受けていた後に、原因が不明だが休業中に症状が出た疾病や手術後死亡に至るような疾病の場合、国が明らかに体質や手術に起因する疾病（死亡）だということを証明できない限り、相当程度の因果関係があるとして、労災として認定されることになるであろう。

◇ SR アップ 21 : [www.srup21.or.jp](http://www.srup21.or.jp)